

# ひまわり基金弁護士 法テラススタッフ弁護士 ガイドンス

JBA 日本弁護士連合会

オンライン開催  
(Zoomミーティング)  
要・事前申込

2026年3月30日(月) 16時30分～18時00分

対象：大学生・法科大学院生・修了生、司法修習予定者等

全国どこでも市民が弁護士に相談・依頼できる体制の確立を目指して（司法アクセスの改善）、日本の様々な場所で、地域の人たちのために働く弁護士がいます。本ガイドンスでは、そんな「ひまわり基金法律事務所（公設事務所）弁護士」、「日本司法支援センター（法テラス）スタッフ弁護士」について、やりがい・魅力・経験談などをお話しします。

司法試験合格後の進路の選択肢として、話を聞いてみたい方は、お気軽にご参加ください！



海北 健太（旭川弁護士会・75期）  
留萌ひまわり基金法律事務所 所長



小松 真優（函館弁護士会・76期）  
法テラス八雲法律事務所 スタッフ弁護士

小池 崇之（鹿児島県弁護士会・74期）  
法テラス鹿屋法律事務所 スタッフ弁護士



ミロノワ アンナ  
（高知弁護士会・76期）  
中村ひまわり基金法律事務所 所長



進行

川辺 雄太（第二東京弁護士会）  
弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所  
元・糸魚川ひまわり基金法律事務所 所長

遠藤 弘士（東京弁護士会）  
法テラス本部 スタッフ弁護士



参加をご希望の方は【二次元コード】又は下記URLからお申し込みください。  
参加申込みをいただいた方に、Zoomミーティングの参加方法をご案内します。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/himastaffben/staffhimaw/>

申込期限：3月24日(火)

お問合せ先：日弁連 業務部業務第二課 TEL 03-3580-9921

【個人情報の取扱いについて】ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、本ガイドンスの運営のために利用します。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会または日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍のご案内その他当連合会が有益であると判断する情報をご案内させていただくことがあるほか、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないよう統計情報として公表することがあります。

## 法テラススタッフ弁護士

(日本司法支援センターに勤務する常勤弁護士)



「日本司法支援センター」(法テラス)は、司法アクセス障害を解消するために国が設立した公的法人です。法テラスに常勤する弁護士のことをスタッフ弁護士と言います。スタッフ弁護士については、経済的合理性にとらわれず法的支援を必要とする方々のために尽力することができるように給与制が採用されています。赴任先となる法テラス法律事務所は、都市部に47か所、司法過疎地域等に37か所設置されています。

### 法テラススタッフ弁護士になるには？

法テラスのスタッフ弁護士への応募につきましては、募集期間を設けています。

なお、法科大学院生・司法修習生等を対象とした各種の就職説明会やイベントを実施しています。また、事務所訪問等も受け付けています。詳細は、採用サイトをご確認ください。



スタッフ弁護士採用サイト



## ひまわり基金法律事務所弁護士

(公設事務所弁護士)

弁護士過疎の解消のために、日弁連・弁護士会連合会・弁護士会が支援して開設・運営される「ひまわり基金法律事務所」(公設事務所)の所長として赴任する弁護士のこと。任期制。法テラススタッフ弁護士と違い、独立して事務所を運営しますが、運営にあたっての費用援助や一定の所得保障があります。



### ひまわり基金法律事務所弁護士になるには？

ひまわり基金法律事務所(公設事務所)の所長は公募制であり、随時、募集がなされます。所長選定にあたっては、民事、刑事、債務整理等、一定の事件処理経験を有しているかが考慮要素の一つとなります。

また、ひまわり基金法律事務所弁護士を目指す新人弁護士が一定の経験を積むために、各地に養成事務所があります。詳しくは日弁連ホームページをご確認ください。



日弁連ホームページ



パンフレット「津々浦々にひまわりの花を」

## 偏在対応弁護士

対象となる弁護士過疎・偏在地域に個人で独立開業する、または、法人の支所として開設し赴任する弁護士のこと。日弁連から事務所開設にあたっての資金貸付の制度や、ある一定の条件下で返済の免除もあります。



### 偏在対応弁護士になるには？

偏在解消対策地区(詳しい要件はお問い合わせください)で独立開業した場合に、支援を受けることができます。また、司法修習生が登録後すぐに独立開業する場合は、所属弁護士会等の技術的支援を条件に経済的支援の申請が可能です。



パンフレット「司法修習生・弁護士のみなさん 地方で独立開業してみませんか？」

